

いじめ防止のための本校の取組みについて

1 基本理念

- いじめは、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止・根絶に取り組む。
- いじめは、どの生徒にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 本校は、いじめに対して組織的に対応し、未然防止・早期発見・迅速な対応に努める。

2 組織

- 本校では、生徒の健全育成を図るため、家庭と子供の支援員・スクールカウンセラーを含めた、いじめ防止対策委員会を中心に、いじめに対して全教員であたり、組織的に対応します。また、外部機関とも連絡を取り合っています。

3 未然防止・早期発見に向けた取組み

- 6 月、11 月、2 月のふれあい月間では、道徳の授業でいじめ防止に関わる内容の授業を行い、「学校生活アンケート」を実施しています。また、ふれあい月間以外の月には「心の声」という調査を行い、生徒本人や周りの様子などの把握に努めています。さらに、「より良い学校生活と友だちづくりのためのアンケート (hyper-QU)」を年 2 回実施し、学級の中での生徒の様子等も把握するなどして、いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応に努めています。

4 具体的な指導の流れ

- 全学年共通理解のもと、生活指導主任が中心となり各学年生活指導担当と連携・協力して組織的に指導にあたります。
- 様々な取組みを行う中で、生徒の小さな変化や言動にも気を配り、いじめの未然防止、早期発見に努め、迅速な対応をします。

(注) 裏面にフローを記述しました。

5 学校評価に基づく基本方針の改善

- 本校の基本方針や学校のいじめ防止等の取組みは、学校評価を活用し、常に改善を行っていきます。

6 教職員の研修

- いじめの発見や対応には専門的な知識が必要です。教職員は知識、対応力を身に付けていかなければなりません。そのために、いじめに対する正しい理解や新しい研究結果を得るため、講演会を聞く、事例を討議・研究するなど研修を行っています。

※具体的な取組みと指導の流れ

